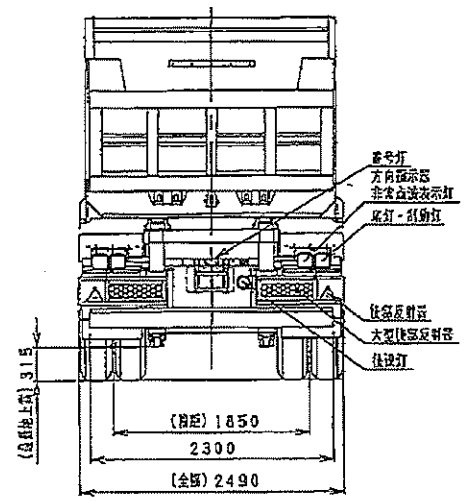
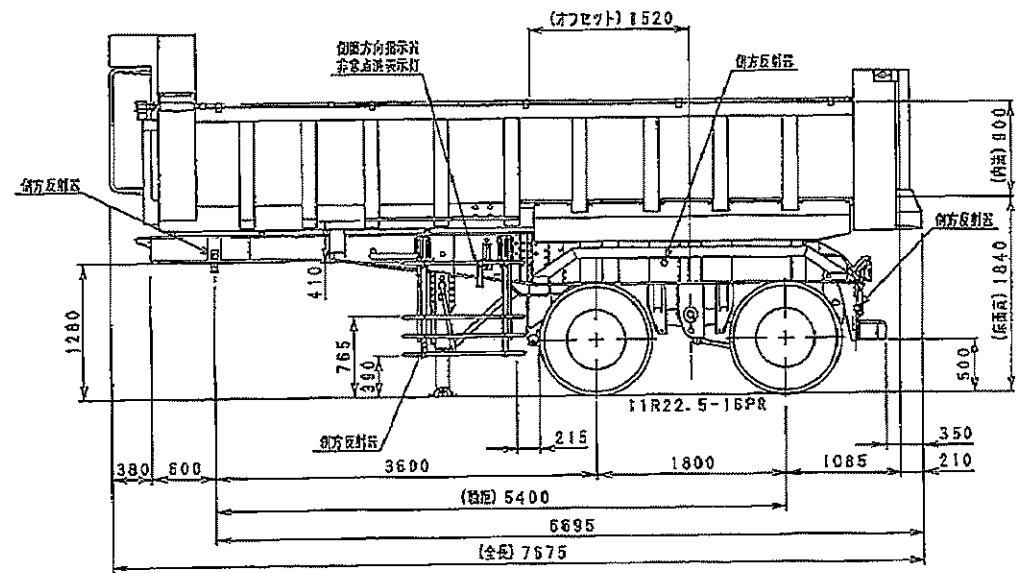
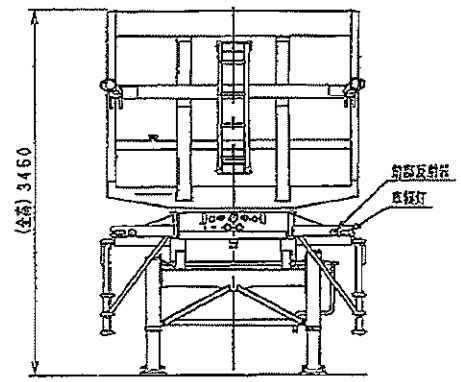
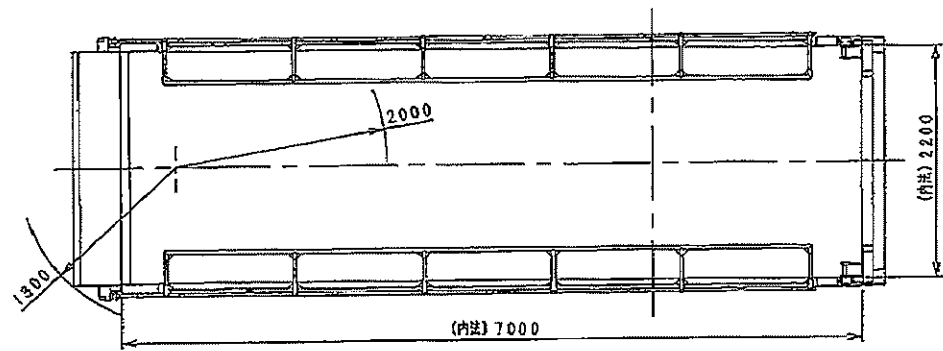




東邦TF2523改型
ダンプセミトレーラ外観四面図

東邦車輛株式会社 殿

概要等説明書（改造自動車審査結果通知書）

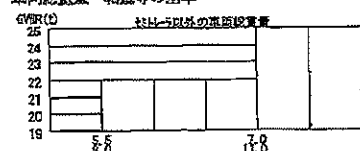
【提示事項】

主要諸元比較表

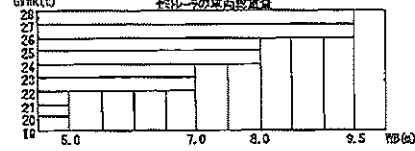
標頭頁の類別等を記載する。(0507)

項 目			標準車	改造車	基準・限度	項 目			標準車	改造車	基準・限度
車 名	型 式	種 別	東邦	←		乗 車 定 員 人		←	25000	21000	
		用 途	TF2623	TF2523改		最大積載量 kg		←			
自動車の種別		燃 料 の 種 類	普通	←		車 輪 重 量 kg	前前軸重	11475	9295		(15180kg)
車 体 の 形 状	セミトレーラ	燃 料 の 種 類	貨物	←			後前軸重	10015	9990		≤10t (12500kg)
燃 料 の 種 類	セミトレーラ	燃 料 の 種 類	貨物	←			後中軸重	-	-		≤10t (- kg)
原 動 機 型 式	セミトレーラ	燃 料 の 種 類	貨物	←			後後軸重	10010	9995		≤10t (12500kg)
燃料消費率(1km25℃時)	セミトレーラ	燃 料 の 種 類	貨物	←			計	31500	29280		≤22t (40970kg)
長 さ	m	軸 距	11.640 (10.300)	7.675 (6.595)	≤12m	最大安定傾斜角度°	右	49	* 42		一段 ≥35° その他 ≥30°
幅	m		2.480	2.490	≤2.5m		左	49	* 42		
高 さ	m		1.610	3.450	≤3.8m		前前軸	-	-		-
			7.180+1.300	3.600+1.800			後前軸	11R22.5 -16PR	-		(10900kg)
			=8.450	=5.400			後中軸	-	-		(- kg)
軸 距	m		-	-			後後軸	11R22.5 -16PR	-		(10900kg)
			1.850	←			前輪荷重割合%	空 車	-		≥18、30%
			-	-			積 重	-	-		
			1.850	←			タイヤ・オーバーハング	m	2.050	1.085	
室内又は 荷台の内 側の寸法	長さm		11.690	7.000			荷台オフセットm	3.050	1.520		≤1/2
	幅 m		2.420	2.200			最小回転半径m	-	* 6.6		≤12m
	高 さ		-	0.900							
	前前軸重		1700	2200							
	後前軸重		2400	3040							
	後中軸重		-	-							
	後後軸重		2400	3040							
	計		5500	8280							

取面検査員・検査等の基礎



570R(1)



9.0	11.0	14.0	
変位軸距	1.5m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
接触軸重	- $k \leq 18t$	1995 $k \leq 20t$	- $k \leq 19t$

能 力 强 度 等 级 对			
制 动 能 力	路 力 - kg 60 km/h 39 m		X
	空 压 637kpa.		X
强 度	回 转 强 度	装 载 强 度	$\sigma B/\sigma = 1814.2/339 \times 2.5 = 2.14 \geq 1$
	强 度	强 度	$\sigma Y/\sigma = 1274.9/339 \times 2.5 = 1.52 \geq 1$
本 件 强 度	X	强 度	X
	X	强 度	X

- 注1. 能力強度検討値は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。
注2. 指示事項欄又は能力強度検討値欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
注3. 現車査定の際は、通知書及び改訂部分詳細図等の添付書類を提示すること。(9.(1)関係)
注4. *印は 日野 R96-SHED00型トラックと連結時の計量値を示す。
注5. 長さ欄の0内の数字は0.0m(乗降口の中心(キョウビン位置)から車両後端までの長さ)を示す。

BA024401

装置の概要

目 的	東邦TF2523型(24国自衛第494号折11051号、類別0807) セミトレーラを 分割可能な貨物の安全輸送をはかるため変更する。(規格型)
車枠及び車体	標準車の軸距間にあたる主フレームの後部を短縮する。
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩衝装置	ばねサイズを 1150×90×16-7 から 1150×90×18-7 に変更する。
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1 該当する取項が無い場合については、斜線で記入すること

- 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する義務があります。
なお、リコール届出に關しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）